

理事会運営規程

(目 的)

第 1 条 公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下、「本会」という。）定款及び定款施行規則又は法令に基づき、理事会の適正且つ円滑な運営を図るため、理事会の議事に関する事項を、次のとおり定める。

(構 成)

第 2 条 理事会の構成は、定款第 27 条 2 項の定めるところによる。

2. 監事は理事会に出席し、定款第 22 条に定める職務を行う。

(役員以外の出席)

第 3 条 理事会は、必要に応じ、外部有識者等の本会理事及び監事以外の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

2. 事務局長は、理事会に出席し議長の求めに応じ発言することができる。ただし、議決権を有しないものとする。

(招 集)

第 4 条 理事会の招集は、定款第 29 条の定めるところによる。

(招集手続き)

第 5 条 理事会の招集通知は、理事会開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対し発しなければならない。

2. 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。

3. 前 2 項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(出 欠)

第 6 条 理事及び監事は、理事会の出欠について、その旨を通知しなければならない。

(議 長)

第 7 条 理事会の議長は、会長又は会長の指名する者とする。

2. 理事会の会議の目的事項について会長が特別の利害関係を有するときは、その事項について、副会長が議長にあたる。

(決 議)

第 8 条 理事会の決議は、定款第 30 条の定めるところによる。

2. 可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 決議について特別の利害関係を有する理事は、理事の数に算入しない。

(決議事項)

第9条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 総会の招集等に関する事項
 - (2) 理事に関する事項
 - (3) 組織及び人事に関する事項
 - (4) 財務に関する事項
 - (5) 業務執行に関する事項
 - (6) その他法令、定款、定款施行規則、その他諸規程に定める事項
2. 会長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務執行することができる。ただし、この場合にあつては、会長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告)

第10条 会長、業務執行理事及びそれ以外の業務を執行する理事は、各自の職務の執行状況及び重要と思われる事項並びに法令に定められた事項について、理事会で報告しなければならない。

(議事録)

第11条 理事会の議事録は、定款第31条の定めるところによる。

2. 前項の議事録は、本会の主たる事務所に永久保管し、閲覧に供するものとする。

(欠席者に対する通知)

第12条 議長は、理事会の議事の経過の概要及びその結果について、欠席した理事又は監事に通知する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。